



2023年7月吉日

エナジック販売店各位

株式会社エナジック

## 同一名義での販売店登録数の上限変更

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

個人登録及び法人登録に関するエナジックのグローバルルールとして、「同一名義で個人登録・法人登録合わせて、最大6つの販売店登録が可能」とされています。

日本市場においては、「個人登録は最大3つ、法人登録は最大5つ」とされており、グローバルルールとは異なる運用を行なってまいりました。

この度、販売店登録数に関してグローバルルールに統一する運びとなりましたので、下記にてお知らせいたします。

なお、愛用者登録数に関しては変更無く、上限はございません。

今後ともご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 【販売店会員規約(変更・追記)】

##### 1 販売店会員

販売店会員とは、会社が定める申込手続きを経て登録し、会社の取り扱う商品の提供及びそれらに関する各種サービスあるいはマージンを受ける資格を有する個人又は法人をいいます。

##### 2 法人登録

法人として販売店会員登録する場合は、代表者(株式会社の代表取締役、合同会社の代表社員、等)のみ登録可能で、登記事項証明書及び代表者の本人確認書類の添付が必要となります。

3 個人登録か法人登録か、また単独か共同かに関わらず、パートナー、オーナー、株主、管財人、取締役又は協会会員として、他の紹介者の下で別の販売店会員登録をすることは出来ません。

##### 4 販売店登録数の上限

4.1 同一名義での登録は、個人登録及び法人登録を合わせて最大6つまで販売店会員登録が可能です。

4.2 個人登録名と法人代表者名が同一の場合、同一名義とみなされます。

4.3 法人代表者が同一の場合、別法人であっても同一名義とみなされます。

#### 【変更適用日時】

2023年8月1日申請分より適用

以上

株式会社エナジック

〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル7階 TEL:03-5205-6030 FAX:03-5205-6035